

会員規約

2020年12月10日初版

特定非営利活動法人猫のシェルターアリエル

第1条 総則

1. この法人は、特定非営利活動法人猫のシェルターアリエル（以下「当法人」という。）と称し、運営は当法人が行うものとする。
2. 当法人の目的は、当法人定款（以下「定款」という）で定める事項とする。

第2条 種別

当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- ①正会員 当法人の目的に賛同し入会した個人及び団体
- ②賛助会員 当法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した個人及び団体

第3条 入会

1. 会員の入会については、特に条件を定めない。
2. 会員として入会しようとするものは、代表理事が定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第4条 入会手続き及び成立

本規約第3条第2項に基づき、申込書の受理されたものは、別に定める会費を速やかに納入するものとし、会員証発行日をもって入会成立とする。

第5条 入会の不承諾

代表理事が入会を認めなかった場合、本規約第3条第3項に定める方法で、入会不承諾を本人に通知し、入会申込は申込日に遡って取り消すことができ、既に会費が入金されている場合には、当該会費から振込手数料等を控除した額を返金する。

第6条 会員証

1. 会員には、会員の選択により、当該会員証を発行する。
2. 会員証は、他人に譲渡、貸与してはならない。
3. 会員証を紛失した場合は、速やかに当法人に連絡し、再発行の手続きをとらなければならない。会員証の再発行において、会員は事務手数料として500円を事務局に納入する。

第7条 会員証の利用

会員は、本規約及び会員証それぞれに定められた規約を遵守し会員証を利用するとともに、会員証の呈

示を求められた場合には、速やかにこれを呈示するものとする。会員証の提示がない場合、会員特典等の利用を受けられない場合がある。

第8条 会費

1. 会員は、毎年度会費および任意寄附金を納入するものとする。
2. 会費は、定款に基づき、次のとおりとする。
 - ①正会員 年会費 6,000 円
 - ②賛助会員 年会費 6,000 円
3. 任意寄附金は、次のとおりとする。
 - ①正会員(個人) 任意寄附金 一口 1,000 円とし、任意の口数とする。
 - ②正会員(団体・法人) 任意寄附金 一口 10,000 円とし、任意の口数とする。
 - ③賛助会員(個人) 任意寄附金 一口 1,000 円とし、任意の口数とする。
 - ④賛助会員(団体・法人) 任意寄附金 一口 10,000 円とし、任意の口数とする。
3. 年会費は入会成立日から起算し、最初の当法人年度末日までの会費をいう。
4. 本規約第 10 条に基づき、前項の定める期間の途中に会員種別を変更した会員は、変更に伴う不足金を、速やかに納入するものとする。ただし、第 14 条の定めにより当法人からの差額等の返金を行わない。

第9条 会員資格の有効期限

1. 会員資格の有効期限は、第 4 条の定める入会成立日より、最初の当法人年度末日までとする。
2. 会員資格の更新は、前項の定める有効期限満了日までに、当法人翌年度の年会費を納入することで自動更新されるものとする。
3. 当法人は、会員に対し、前 1 項の定める有効期限満了の日の 3 ヶ月前から、会員資格の更新の有無を確認することができる。

第10条 会員種別の変更

1. 会員は、当法人に会員種別の変更を書面にて申し出ることによって、会員種別を変更することができる。
2. 代表理事は、正当な理由がない限り、会員種別の変更を認めなければならない。
3. 代表理事は、前項のものの会員種別の変更を認めないときは、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
4. 会員は、会員種別の変更による新たな会員証再発行において、事務手数料等として 500 円及び会員種別変更による不足金を、速やかに事務局に納入しなければならない。
5. 会員種別の変更は、本規約第 9 条の定める会員資格の有効期限において、2 回以上変更することはできない。

第11条 会員の資格の喪失

1. 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、会員の資格を喪失する。
 - ①退会届を提出したとき。
 - ②本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - ③正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき。

④除名されたとき。

2. 会員が、会員資格を喪失した場合には、速やかに会員証を廃棄することとする。

第12条 退会

会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

第13条 除名

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

①当法人の定款、本規約等に違反したとき。

②当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき。

第14条 会費及び抛出金品の不返還

既納の会費及びその他の抛出金品は、理由を問わず返還しないものとする。

第15条 会員の権利

1. 会員のうち、賛助会員は総会における議決権を有しない。

2. 会員は、当法人の活動、事業に参加することができる。

3. 会員は、当法人会報等の情報を受け、当法人が主催する情報交換の場に参画することができる。

第16条 会員権利の凍結

正当な理由なく更新日を過ぎても会費の納入がない場合は、本規約第15条に定める会員の権利を凍結する。ただし、会員資格の喪失は、本規約第11条に定めるとおりとする。

第17条 会員の義務

1. 会員は、本規約第8条に定める会費を納入しなければならない。

2. 会員は、定款、本規約及び理事会の定める規則又は法令を遵守しなければならない。

3. 会員は、代表理事の定める入会申込書の必須事項に変更が生じた場合は、速やかに当法人へ変更を届けなければならない。

4. 会員は、当法人の活動を通じ、知り得た個人情報、当法人の運営に関わる情報及び理事会が機密事項と定めた情報等を、善良なる管理者の注意義務をもって情報を保持するものとし、理事会の承諾無く第三者に漏洩してはならない。また会員資格を喪失した場合も、この義務は継続される。

第18条 禁止事項

1. 会員は、本規約第15条に定める会員権利を第三者に譲渡若しくは使用させることはできない。

2. 会員は、理事会の許可無く、当法人名称若しくはこれを連想させる名称を無断で使用して活動を行ってはならない。

3. 会員は、他の会員に対し、特定の宗教を信仰する立場から行われる入信活動若しくはこれに類似する行為を一切行ってはならない。

4. 会員は、当法人の活動において特定の政党若しくは候補者を支持する立場から行われる選挙活動若しくはこれに類似する行為を一切行ってはならない。
5. 会員は、当法人の活動において、理事会の許可なく他の会員に対し、営利を目的とした営業活動、宣伝活動若しくはこれに類似する行為を一切行ってはならない。

第 19 条 個人情報の収集・利用・提供及びその保護

1. 会員は、当法人及び理事会の定める機密保持誓約書を誓約し、理事会が承認した外部委託事業者において、業務上必要な範囲で会員に関する情報の提供がなされることを承認することとする。
2. 当法人及び外部委託事業者は、第 1 項により知り得た会員の情報について、会員のプライバシーの保護に十分注意することとする。

第 20 条 規約の変更

1. 会員規約条文において、理事会の決定及び承認により、その条文を変更・改正・削除できるものとする。
2. 当法人は、会員規約条文の変更・改正・削除を行った場合は、会報等で通知する。

第 21 条 免責事項

1. 会員は、定款、規約、理事会の定める規則及び注意事項等に反し、生じた如何なる不利益について、当法人に対して損害賠償等を一切申立てることはできない。
2. 会員が定款、規約、理事会の定める規則及び注意事項等に反し、またはそれに類似する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償するものとする。
3. 会員資格を喪失した場合も、前各項の規定は継続される。

第 22 条 会員間の紛争

1. 会員間相互に生じた紛争において、当法人は一切の責務を負わないものとする。
2. 会員間相互において生じた紛争において、会員は自己の費用と責任において解決するものとし、当法人は一切関与しない。

第 23 条 第三者への委託

当法人は、当該業務の一部又は全部を第三者に委託できるものとする。その際には、必要な情報を委託業務者等に開示できるものとする。

第 24 条 管轄裁判所

当法人が行う活動及び事業において、紛争が生じた場合の管轄裁判所は、当法人の主たる事務所所在地の管轄する裁判所とする。

第 25 条 解釈の疑義

本規約及び当法人定款について疑義及び紛争が生じたとき、又は本規約及び当方定款に記載のない事項については、会員と当法人の間で協議の上、円満かつ迅速に解決するものとする。

第 26 条 準拠法

本規約に関する準拠法は、全て日本国の法令が適用されるものとする。

附則

本会員規約は 2020 年 12 月 10 日より実施する。